別記参考様式第1号

農山漁村地域整備計画

平成29年1月23日

計画の名称

鳥取県における農業集落排水施設の整備による農業用水の水質保全（その３）（新規計画）

計画策定主体

鳥取県

対象市町村

鳥取市、米子市、三朝町、大山町、南部町

計画の期間

平成２９年度～平成３４年度（６年間）

計画の目標

鳥取県における農業集落排水施設の汚水処理能力の確保及び既存施設の機能診断調査による農業用水の水質保全

定量的指標

①農業集落排水施設の増改築及び整備により、汚水処理能力の保全が図られた集落数を２３集落増加させる。

②処理施設の有効活用及び長寿命化を図るため、農業集落排水施設施設の機能診断を行った既存処理施設を６ポイント増加させる。

定量的指標の考え方及び定義等

１）考え方

【指標①】

・ 農業集落排水処理施設の増改築及び整備の実施により、経年劣化等による汚水処理能力の低下の防止が未然に図られた対象集落数を２３集落増加させる。

【指標②】

・ 対象事業の実施により、施設の経年劣化状況等を把握し、これに基づき施設の有効活用及び長寿命化を図るための機能診断実施処理施設数を６ポイント増加させる。

２）定義等

【指標①】

・ 「汚水処理能力」とは、処理施設の有する「日最大汚水量」とする。
・ 複数の処理区を１処理区に統廃合する場合、事業計画策定時に地域の計画人口を見直し、整備後に必要な処理能力を決定している地区がある。
　このため、維持するべき汚水処理能力の初期値とする「現況汚水処理能力」は、各事業の事業計画書で見直し定めた計画汚水処理量とする。
　なお、事業実施にあたり計画日最大汚水量の見直しが生じ、その妥当性が認められる場合は、見直し後の計画日汚水量を「現況汚水処理能力」とする。
・ 各地区について、「計画終了時点での汚水処理能力」≧「現況汚水処理能力」のとき、「汚水処理能力の保全が図られた」と判断する。

【指標②】

・ 「処理施設」＝「処理区」とする。
・ 「鳥取県全域の処理施設数」は、「１９６施設」と設定する。（平成２８年３月３１日時点　農業集落排水事業供用調べより）
・ 本整備計画に基づき施設機能診断を行う１２処理区を、指標②の対象とする。
・ 指標となる割合の算出式は下記の式とする。
　算出式…（「本整備計画の対象事業により機能診断を行った処理施設数」／「鳥取県全域の処理施設数」）×１００

①対象事業

（単位:千円）

事　業　名	事業型	事業箇所名（地区名）	事業実施主体	関係市町村	計画期間内の事業内容（工種及び数量）	工期	計画期間内の総事業費（千円）	備考
農業集落排水事業	－	東郷	鳥取市	鳥取市	処理施設改築：1箇所 管路：L=5,420m ポンプ施設：5箇所	H29～H34	494,000	
農業集落排水事業	－	助谷	三朝町	三朝町	警報装置改築：5箇所	H29	11,000	
農業集落排水事業	－	上野末吉	大山町	大山町	処理施設改築：1箇所 管路：L=973m ポンプ施設：2箇所	H29～H31	194,700	
農業集落排水事業	－	会見	南部町	南部町	処理施設制御装置改築：3基	H29	14,500	
農業集落排水事業	－	米子	米子市	米子市	施設機能診断：12処理区 最適整備構想：1構想	H29～H30	32,000	
合計 （全体事業費）							746,200	